

1 国家戦略特別区域の名称

「加賀市・茅野市・吉備中央町 デジタル田園健康特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、加賀市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、加賀市内における外国人による創業活動を促進する。

① 加賀市全域【令和5年度中に実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

(国家戦略特別区域法第13条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

国家戦略特別区域法第13条第1項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 吉備中央町全域【令和6年4月より実施予定】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野等における革新的な事業を3自治体の連携により強力で推進することを通じ、同分野をはじめとした地域の課題解決が図られるとともに、デジタル田園健康特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「加賀市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「加賀市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び加賀市

ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内

iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、加賀市イノベーションセンター長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。

- ・申請サポート担当は、加賀市が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。

- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援

- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整

- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。